

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

1. この約款は、株式会社東京商工リサーチ（以下「当社」といいます）がオンライン上で企業情報提供サービス等を行う tsr-van2（以下「本サービス」といいます）、本サービスを介して提供されたデータ（以下「提供データ」といい、提供データには、記事、図表、付属する説明書等の資料を含みます。本サービスと提供データを総称して、以下「本サービス等」といいます。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものです。本サービス等の利用に関する契約（以下「利用契約」といいます）には、この約款が適用され、これにより利用契約の内容が規律されるものとします。
2. 前項にかかわらず、提供データのうち、次の各号で定めるデータの利用条件については、本約款を適用せず、当該各号に記載の当社が定める約款又は契約を適用するものとします。
 - (1) 「TSR REPORT」及び「D&B レポート」
「TSR 企業情報利用約款」
 - (2) 「マーケットシェア事典オンライン」及び「これから伸びる100アイテムオンライン」
「YRI 商品販売約款」
 - (3) 「T-WATCH」
「T-WATCH 利用約款」
 - (4)本サービス外で当社の商品の利用に関する契約を締結し、当該商品を本サービス上で引渡す場合
当該商品の利用に関する契約
3. この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
4. 当社は、前3項の規定にかかわらず、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

第2条 (約款等の変更)

1. 当社は、当社が必要と判断したときには、お客様に事前の通知又は公表することなく、いつでもこの約款を変更することができるものとします。
2. 変更後の約款の効力が発効日の前日までに締結された利用契約に及ぶ場合は、変更後の約款をお客様に通知するか本サービス内で公表し、通知又は公表から30日の経過をもって発効するものとします。
3. 当社は、お客様に事前に通知又は公表することなく、いつでも本サービス等の利用料金を改定することができるものとします。ただし、ミニマムチャージ（第7条で定義します）を増額改定する場合は、お客様に対して45日前までに通知するか本サービス内で公表するものとします。

第3条 (所有権・知的財産権)

1. 本サービス等の所有権、知的財産権及びその他の一切の権利は、当社又は当社に対して知的財産権の利用を許諾した者（以下「原権利者」といいます）に帰属します。
2. 本サービスの利用契約は、お客様に対し、本サービス等の所有権を譲渡するものではなく、また、本サービス等に含まれる知的財産権を譲渡し、貸し付け、担保に供するなどするものではありません。

第2章 利用契約の締結等

第4条 (申込み)

本サービスの利用を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、記名（署名）押印の上、当社宛てに提出するものとします。なお、お客様は、申込みを撤回することはできません。

第5条（審査）

1. 当社は、前条の申込みがあったときは、当社が定める基準に従い審査します。なお、当社は、審査基準を開示する義務を負いません。
2. 当社は、審査の結果、利用契約の締結を拒否することがあります。この場合、その旨をお客様に対して通知しますが、理由を開示する義務を負いません。

第6条（契約の成立）

1. 利用契約は、第4条の申込みをしたお客様に対し、識別番号（以下「ID」といいます）及び暗証番号（以下「パスワード」といいます）並びに利用開始日を記載した利用開始通知書を発したときに成立するものとします。
2. 利用契約締結後の取扱いは、第2条第2項の場合を除き、利用契約が成立したときの約款によるものとします。

第3章 利用者の責務等

第7条（利用料金等）

1. お客様は、当社に対し、本サービス等の利用料金として、お客様が本サービスにログイン後、ディスプレイに表示される課金確認のボタンをクリックしたときに有効な当社が定める料金表に記載する利用料金を支払うものとします。なお、お客様による毎月1日から末日までの利用額が、料金表で規定する金額（以下「ミニマムチャージ」といいます）に満たない場合は、利用実績にかかわらずミニマムチャージを支払うものとします。
2. 前項の利用料金には消費税等相当額を含みません。お客様は、当社に対し、利用料金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。
3. 利用料金及び消費税等相当額（以下「利用料金等」といいます）の支払方法は、次のいずれかの方法のうち、利用契約で定めた方法とします。
 - (1) 口座振替による自動引落とし
 - ① 口座振替を希望するお客様は、利用契約締結時に当社所定の「預金口座振替依頼書」を提出し、当社の承諾を得るものとします。なお、指定可能な金融機関は当社が定めるものに限ります。
 - ② 口座振替は、毎月1日から末日までの利用料金等について、翌月第5営業日までに請求内容を発送し、利用月の翌月27日（銀行の休業日に当たる場合は翌営業日）に引落としを行います。
 - ③ 何らかの理由により口座振替ができなかった場合には、お客様は、当社が発行する請求書に基づき、請求書受取日から7日以内に、当社が指定する銀行への振込みにより利用料金等を支払うものとします。なお、振込手数料は、お客様の負担とします。
 - ④ 当社は、累計で2回以上口座振替ができない場合には、お客様に通知することにより、他の支払方法に変更することができるものとします。
 - (2) 銀行振込
 - ① 当社は、お客様に対し、毎月1日から末日までの利用料金等にかかわる請求書を、翌月第5営業日までに発送します。
 - ② お客様は、利用料金等を利用月の翌々月末日まで（支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、前営業日まで）に当社指定口座に一括で支払うものとします。なお、振込手数料は、お客様の負担とします。
 - (3) その他
当社は、前2号以外の方法による利用料金等の支払いを認めることがあります。この場合は、その詳細を利用契約で定めます。
4. 当社は、お客様が支払期限までに利用料金等を支払わないときは、年6%（日割計算とします）の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。お客様はこれを利用料金等とともに支払

わなければなりません。また、利用料金等が支払われるまでの間、お客様による本サービスの利用を停止することがあります。これによる利用期間の延長、利用料金等の減額又は返金等の措置は一切行いません。

第8条（利用期間）

お客様は、利用開始通知書に記載された利用開始日から利用契約が解約若しくは契約の解除により終了し、又は有効期間満了等により終了するまで（以下「利用期間」といいます）、本サービス等及び複製物等（第12条で定義します）を利用することができます。

第9条（利用者の範囲）

1. 本サービス等は、利用契約を締結されたお客様自身に限り利用することができます。
2. 法人のお客様は、法人格を基準にし、同一法人内（親会社、子会社及びその他の関連会社は含みません）でのみ利用することができます。ただし、当社は、お客様の事業規模等により、同一事業所内での利用に限定することを利用契約締結の条件とすることがあります。

第10条（ID及びパスワードの管理責任）

1. お客様は、ID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとします。
2. 当社は、お客様のID及びパスワードが他の第三者に使用されたことによりお客様が被る損害について、お客様の故意過失の有無に拘わらず一切の責任を負いません。
3. お客様は、ID又はパスワードを失念、紛失又は流出等（以下「紛失等」といいます）した場合には、直ちに当社に申し出をし、当社の指示に従うものとします。また、紛失等の最中に、ID及びパスワードによりなされた本サービス等の利用については、お客様によりなされたものとみなします。

第11条（禁止事項）

1. お客様は、提供データを、書面、電磁的記録、口頭、その他方法の如何を問わず、第三者（第三者には情報主体を含みます。以下同じ）に対して開示又は提供（以下「開示等」といいます）してはなりません。次に掲げる事例は第三者に対する開示等に該当しますが、これらに限りません。
 - (1) 訴訟や許認可申請等の法的手続で用いること。
 - (2) 株式上市手続、適時開示情報あるいは有価証券報告書等で用いること。
 - (3) 親会社、子会社及びその他の関連会社に開示等すること。
 - (4) ID及びパスワードを第三者に使用させて、当該第三者に提供データを閲覧させること。
2. お客様は、提供データが当社から提供されたという事実（以下、当該事実を「情報源」といいます）を直接的に開示等してはならないのはもちろんのこと、「当社に情報提供を求め確認した」などと第三者に対して表明するなど、間接的な開示等をしてはなりません。
3. 法人のお客様は、第9条第2項で規定する利用者の範囲内であっても、必要最小限の役員及び従業員にのみ本サービス等を利用させるものとし、対象者を限定せず提供データを配布し、回覧・閲覧し、イントラネットに掲載し、その他これらに類する行為をしてはなりません。
4. お客様は、本サービス等を日本国外に持ち出し、電気通信回線等を用いて日本国外からアクセスし、その他これらに類する行為をしてはなりません。
5. お客様は、当社の営業行為に悪影響又は損害を与えるような本サービス等の利用をしてはなりません。
6. お客様は、提供データを、第三者に開示等する他のデータベースのため（例えば、正確性を確保するための補強資料として照合するなど）に用いることはできません。
7. お客様は、本サービスの利用について、お客様の事業に関与するものを利用目的とし、事業外の目的の為に利用してはなりません。
8. お客様は、当社のコンピュータに対し、短時間に大量の情報を送信したり、有害なプログラムを含むデータを送信したりするなど、当社による本サービスの運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為をしてはなりません。
9. お客様は、必要な課金対象の情報を特定するために行った検索の結果である課金対象外の情報（情報

取得候補として、通常、課金対象とはされず、かつ、見積書や価格表にも記載されない会社名や住所などの情報をいいます)を、コンピュータやその他の媒体に保管したり顧客データの整備などに再利用することはできません。

第12条 (複製物等の取扱い)

1. お客様は、提供データを、ディスプレイ上の表示又は第9条の利用者が利用するために必要最小限の範囲でのプリンタによる複製若しくはその複写又は本サービス上の機能を用いたダウンロード若しくはエクスポート (以下「複製等」といいます) をすることができます。ただし、お客様の内部利用であっても、対象を限定せずに行う配布は、この約款にいう必要最低限の複製等とは認めません。
2. 複製等した書面 (以下「複製物等」といいます) の利用契約及びこの約款における取扱いは、原本たる提供データと同一とし、原本において禁止している行為は複製物等においても禁止します。
3. 複製物等の知的財産権は、当社又は原権利者に帰属します。
4. お客様は複製物等に生じる著作権人格権を行使してはならず、また、お客様の役員又は従業員に生じる著作権人格権を行使させてはなりません。

第13条 (企業識別コードの利用)

1. お客様は、企業識別コード (「T S R企業コード」及び「D-U-N-S® Number」をいいます) を、第11条の禁止事項に加えて、法人を特定する目的以外で利用してはなりません。
2. お客様は、企業識別コードを複製等するときは、できる限りそれが企業識別コードであること及び商標権者を明記するものとします (「D-U-N-S® Number」は Dun & Bradstreet International,Ltd の商標です)。
3. 企業識別コードは提供データに含まれるもので、財産的価値を有する情報であり、お客様は、利用契約及びこの約款で認められた範囲を超えて、企業識別コードを利用してはなりません。

第14条 (提供データのDM用宛先情報としての利用)

1. お客様は、当社が認めた場合に限り、当社が指定する範囲内で、提供データを宛先情報としてダイレクトメールの用に供することができます。
2. 前項に基づく第三者への提供データの開示は、第11条第1項に規定する提供データの開示等には含まれないものとします。ただし、いかなる場合でも提供データの情報源を、直接又は間接に第三者に対して開示等してはなりません。

第15条 (提供データの保管管理等)

お客様は、提供データを紛失又は漏洩したり、この約款に反して不適切に取扱われたりすることがないよう、必要かつ十分な措置を講じなければなりません。

第16条 (本サービスを利用するために必要な設備機器等)

1. お客様は、本サービスを利用するために、当社が求める基準を満たすのに必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、その他の設備機器等の一切を、自己の費用と責任により用意しなければなりません。
2. 当社は、前項の基準を随時変更することができるものとします。なお、お客様は、変更後の基準を満たすために必要なハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、その他の設備機器等の一切を、自己の費用と責任により用意しなければなりません。
3. お客様は、本サービスを利用するにあたり必要なコンピュータセキュリティ対策 (ウィルス対策を含みますが、これに限られません) を、自己の費用と責任により行わなければなりません。
4. お客様は、本サービスを利用するために必要なソフトウェアのインストール作業及び設定作業その他これらに類する作業を自己の費用と責任により行わなければなりません。
5. お客様は、本サービスに接続するための通信費、プロバイダ費用等を負担しなければなりません。

第17条（提供データの取扱いの委託）

1. お客様は、提供データを利用するために必要な処理作業、提供データの保管、その他の取扱いを第三者（以下「委託業者」といいます）に委託する場合には、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。
2. お客様は、委託業者が提供データを委託業務の目的外に用いたり、第三者に開示等したりするなどして当社に損害を与えた場合には、お客様の故意過失の有無にかかわらず、当社に対して一切の責任を負わなければなりません。

第18条（個人情報の保護）

1. お客様は、当社から提供される個人情報を、個人情報保護法に従って取扱うものとします。
2. お客様は、お客様が個人情報保護法で定める個人情報取扱事業者該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者準じた措置（利用目的の特定等）を講じるものとします。

第19条（利用状況の確認）

当社は、提供データのうち WorldBaseOnline のお客様による利用が利用契約又はこの約款に違反している又はそのおそれがある場合には、相当な事前の通知をすることにより、お客様の営業時間内にお客様が WorldBaseOnline を利用している場所に立ち入り、お客様の責任者の立会いの下で、WorldBaseOnline の利用状況を確認することができるものとします。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、お客様自身又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに類する者（以下「反社会的勢力」といいます）でないことを表明し、保証するものとします。
2. お客様は、お客様自身又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力を利用したり、資金を提供又は便宜を供与したりするなど、社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを表明し、保証するものとします。

第21条（権利義務の譲渡）

1. お客様は、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供するなどしてはなりません。
2. 当社は、利用契約にかかわる事業を譲渡する場合には、お客様に通知することにより、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、譲受会社に譲渡することができるものとし、お客様は、これを異議なく承諾するものとします。

第22条（変更の届出）

1. お客様は、申込書に記載した名称又は氏名、住所、電話番号等の身上事項に変更が生じた場合、その他当社の求めにより届け出た事項に変更が生じた場合には、当社に対し、速やかに当社の定める方法で変更の届出を行わなければなりません。
2. 前項の届出がなかったことによりお客様に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

第4章 利用の中止・終了等

第23条（本サービス等の利用開始日の延期・利用の中止等）

1. 当社は、天災地変、火災、停電、通信網の遮断、戦争、内乱、騒乱、暴動、労働争議、核燃料物質による事故、伝染病の蔓延、法令の制定改廃、その他の不可抗力により、本サービス等の提供が困難であると当社が判断したときは、本サービス等の利用開始日の延期、利用条件の変更、利用の中止をすることができます。
2. 当社は、情報主体からの要請等により必要と認めるときは、お客様に対し、提供データの一部につい

て修正又は利用の中止を要請することができます。この場合、お客様は直ちに当該提供データを修正又は利用の中止をしなければなりません。

3. 前2項によりお客様に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

第24条（本サービスの一時的な中断）

1. 当社は、本サービスで用いるコンピュータの保守作業等のため、定期的又は緊急に本サービス等の一時的な中断をすることがあります。
2. お客様は、前項による本サービス等の一時的な中断を理由として、利用期間の延長、利用料金の減免、返金又は損害賠償等を求めることはできません。

第25条（本サービス等の変更）

1. 当社は、お客様に通知することなく、本サービス等の内容を随時変更することができるものとします。
2. 当該変更によりお客様に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

第26条（本サービスの終了）

1. 当社は、お客様に対して60日前までに通知するか本サービス内で公表することにより、本サービスを終了することができるものとし、本サービスの終了をもって利用契約は解約されるものとします。
2. 本サービスの終了によりお客様に損害が生じても、当社は一切責任を負いません。

第27条（契約の解除）

1. 当社は、お客様が次の各号の一に該当したときは、事前に何ら通知催告することなく、利用契約を解除することができるものとします。
 - (1) 手形又は小切手が不渡り処分を受けたとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (4) 解散したとき。
 - (5) 実質的に営業しなくなったとき。
 - (6) 営業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡したとき。
 - (7) 申込書の記載事項に、虚偽の記載がされていたとき。
 - (8) 第20条（反社会的勢力の排除）の規定に違反した場合、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。
 - (9) この約款に定める義務に違反したとき、又はそのおそれがあるときで相当の期間を設けて改善を求めても是正されないとき。ただし、相当の期間を設けても是正される余地がないと客観的に認められる場合は、何ら通知催告することなく利用契約を解除することができるものとします。
 - (10) 当社の名誉、信用を失墜させ、若しくは当社に損害を与えたとき、又はそのおそれがあると客観的に認められるとき。
 - (11) その他前各号に準ずるような利用契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。
2. 当社は、前項の規定に基づき利用契約を解除したことによりお客様に損害が生じても、その損害について賠償する責を負いません。また利用料金の払戻しはしません。
3. お客様は、第1項第1号から第7号に該当したときは、直ちに当社に対して書面をもって通知しなければなりません。
4. 前各項の規定は、当社のお客様に対する、本条による利用契約の解除に基づく損害賠償請求を制限するものではありません。

第28条（お客様による解約）

お客様は、当社所定の解約通知書を当社に提出することにより、同通知書の到着日をもって利用契約を解約することができます。ただし、利用契約に期間の定めがある場合は、契約期間の途中において

解約することはできません。

第29条（当社による解約）

1. 当社は、お客様に対し、30日前までに通知することにより、利用契約を解約することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づき利用契約を解約したことにより、お客様に損害が生じたとしても、賠償する責を負いません。

第30条（期限の利益の喪失）

お客様は、第27条第1項各号の一に該当したときは、当社に対する全ての金銭債務について期限の利益を喪失し、直ちに支払わなければならないものとします。

第31条（利用契約終了時の措置等）

1. お客様は、利用期間の満了、利用契約の解約又はその他の理由により利用契約が終了したときは、提供データの複製物等を、利用契約終了日の翌日から起算して10日以内（以下「廃棄期間」といいます）に廃棄又は消去しなければなりません。
2. 廃棄時は、細断、溶解又は自家焼却等、再利用できない状態にして排出するものとします。
3. お客様は、提供データを廃棄又は消去した場合において、当社が求めたときは、廃棄又は消去が適正に行われたことを証する書面（以下「廃棄消去証明書」といいます）を速やかに発行しなければなりません。
4. 廃棄及び消去、並びに廃棄消去証明書の発行に要する費用は、お客様の負担とします。

第5章 損害賠償請求等

第32条（損害賠償）

当社は、お客様がこの約款に違反したことにより損害を被ったときは、そのお客様に対していかなる場合も損害賠償を請求いたします。

第33条（利用相当損害金）

1. 当社は、お客様が次の各号の一に該当したときは、そのお客様に対して利用相当損害金を請求することができるものとします。
 - (1) お客様が廃棄期間を超えて提供データを保有しているとき（利用の有無を問いません）。
 - (2) お客様が提供データを特定の第三者に開示等したとき。
 - (3) お客様が提供データを公表したとき。
 - (4) お客様が提供データを紛失し、又は盗難にあったことにより、当社が損害又は不利益を被ったとき。
2. 利用相当損害金の計算方法は、次の各号に定める通りとします。
 - (1) 前項第1号の場合は、利用契約終了日の翌日から返却、廃棄又は消去するまでの期間について、利用料金の倍額に相当する額（日割計算とします）。
 - (2) 前項第2号の場合は、開示等した第三者1名毎につき、お客様の利用料金の倍額に相当する額（日割計算とします）。なお、利用契約が終了した後もその第三者が提供データを保有しているときは（利用の有無を問いません）、保有している第三者1名毎に前項に基づき計算した額を加算するものとします。
 - (3) 前項第3号又は第4号の場合は、お客様の利用料金の10倍に相当する額。
3. 当社は、利用相当損害金が発生したときは、お客様に対して、いつでもその支払いを請求することができるものとします。お客様は、請求書の受取日から5日以内（以下「損害金請求期間」といいます）に当社が指定する銀行への振込みによりこれを支払わなければなりません。なお、振込手数料はお客様の負担とします。

4. 当社は、お客様が損害金請求期間内に利用相当損害金を支払わないときは、年14.6%（日割計算とします）の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。お客様はこれを利用相当損害金とともに支払わなければなりません。
5. お客様は、利用相当損害金及び遅延損害金を当社に生じた損害の賠償とは別に支払うものとします。

第34条（免責）

1. 当社は、お客様の誤操作又は錯誤等により購入確認ボタンをクリックした場合でも、第7条により利用料金を請求します。お客様は、理由の如何を問わず、購入した提供データの取消又は撤回等を行うことはできません。
2. 当社は、本サービスに関していかなる保証もせず、一切の責任を負いません。ただし、当社の責に帰すべき事由により本サービスが10日／月を超えてお客様の利用に供することができないとき（第23条に定める場合を除きます）は、お客様が利用できない日数に応じて当該月のミニマムチャージを減免するものとします。なお、本項の規定は、お客様と当社の間で特に本項を指定して適用を排除する旨の明確な合意がある場合を除き、お客様と当社の間のあるあらゆる契約の条項に優先するものとします。
3. 当社及び原権利者は、提供データに関し、次の各号についていかなる保証もせず、一切の責任を負いません。
 - (1) 当社及び原権利者は、提供データの正確性、完全性、最新性、適時性、有用性、お客様の特定目的との適合性等を一切保証せず、提供データの欠陥又は誤りについて、一切責任を負いません。
 - (2) 当社及び原権利者は、お客様が提供データを利用した結果、損害又は不利益が生じたとしても、一切責任を負いません。
 - (3) 当社は、提供データの利用によりお客様のコンピュータに生じるハードウェア、ソフトウェア又はネットワークの破損、コンピュータウィルスの感染、その他の不具合について、一切責任を負いません。
4. 前3項にもかかわらず、当社がお客様に対して損害賠償責任を負うときは、当社は、損害が発生した日の直前1年間にお客様が当社に対して支払済みの本サービス等に関わる利用料金に相当する額を上限として（ただし、その額が100万円を超えるときは100万円を上限とします）、その責任を負います。

第35条（損害賠償）

当社は、お客様がこの約款に違反したことにより損害を被ったときは、そのお客様に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第6章 雑則

第36条（残存条項）

この約款の第3条、第7条、第10条、第11条、第12条第3項及び第4項、第14条、第17条第2項、第18条、第30条から第37条の各条項は、第8条で規定する利用期間の終了後においても、対象事項が存在する限り引続き有効に効力を存するものとします。

第37条（準拠法）

利用契約及びこの約款は日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されます。

第38条（合意管轄）

本商品と関連してお客様と当社との間で紛争が生じた場合には、お客様が第4条で規定する申込書を提出した当社の本社、支社又は支店の所在地を管轄する高等裁判所所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上